

インボイス制度におけるシルバー人材センターに対する適切な措置を求める意見書

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体として、江別市でも住民の日常生活に密着した就労機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進するほか、高齢者の生きがいの充実や健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、インボイス制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員はインボイスを発行することができないことから、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益事業を行うシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた生きがい就業をしているシルバー人材センターの会員に対して、個人事業者であることをもって、形式的にインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。シルバー人材センターにとって、新たな税負担はまさに運営上の死活問題となります。

よって、国におかれましては、インボイス制度の適用に特例措置が講じられる団体の例も見られますことから、シルバー人材センターの会員への配分金について、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

北海道江別市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣